序章 都市計画マスタープランについて



序 章 都市計画マスタープランについて

1 都市計画マスタープランとは

都市は、住まい、買物、仕事、憩い、学び、文化を創造するなど、人々が様々な活動をする場です。そのため、 安全、快適、機能的であることが求められます。

都市計画は、このような都市の形成を計画的に整備、誘導し、健康で文化的な都市での生活や機能的な都市活動¹を確保するため、市民の理解の下、都市計画法に基づく土地利用や都市施設²などの都市計画決定による規制を規定しています。

個々の都市計画の規制に当たっては、都市全体の総合的・一体的な観点から調整、実施されなければならないこと、さらには、都市空間の適正配置等の実現には時間を要することから、中長期的な視点に立った都市の将来像を明確にする必要があります。

その役割を担うのが都市計画法第18条の2に位置付けられた都市計画マスタープランであり、総合的な大枠での将来像の実現に向けた方針を示すものです。

【主な役割】

- ●市民意見を反映しながら、本市全体及び地域レベルのまちづくり3の目標や基本的な方針を示します。
- ●まちづくりの目標を示すことにより、個別の都市計画に対する住民の理解を深めることができます。
- ●土地利用や都市施設など、個別の都市計画間を調整する際の基本的な方針となります。
- ●個別の都市計画の決定や変更の指針となります。



¹ 都市活動:工業、商業、業務などの活力を生み出す都市における諸活動

² 都市施設:生活を営む上で、都市計画上必要とする諸施設(道路、公園、下水道、廃棄物処理施設等)

³ まちづくり: 本マスタープランにおいては、都市計画を推進するための手段として欠かせない市民協働のシステム又はそのシステムにより構築される姿





2 位置付け

都市の将来像の実現には、一定の継続性と安定性が要求されるとともに、私たちに身近な市内のことのみではなく、広域的な観点での調整も要求されます。このことから、都市計画マスタープランの策定に当たっては、社会情勢の変化を考慮し、小樽市総合計画⁴や関連計画のほか、北海道が定める「都市計画区域⁵の整備、開発及び保全の方針⁶(小樽・札幌圏)」との調整を図り、市民意見を反映しながら策定していくこととなります。

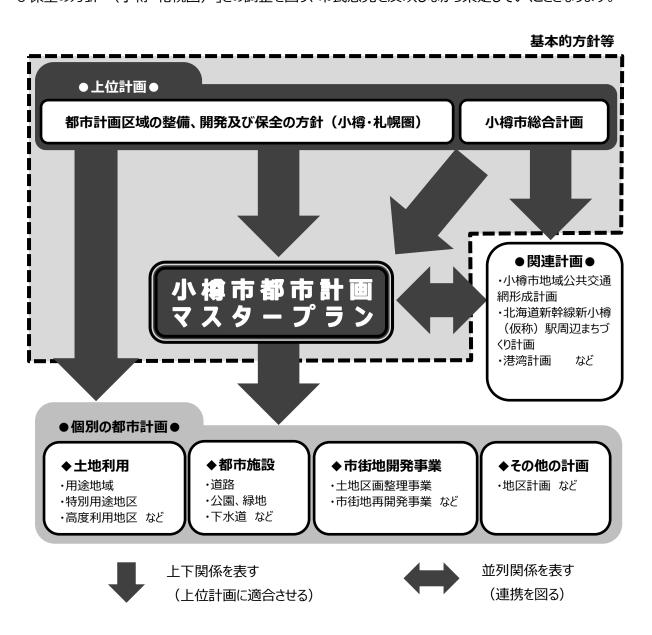


図 0-1 都市計画マスタープランの位置付け

⁴ **小樽市総合計画:**小樽市自治基本条例(平成 25 年小樽市条例第 34 号)に基づき、総合的かつ計画的な市政の運営を図るための基本的な方向性を示す計画

⁵ 都市計画区域: 市町村の中心市街地を含み、かつ、自然的・社会的条件、人口、土地利用、交通量などの現況及び推移を勘案して、一体の都市として総合的に整備、開発及び保全する必要がある区域(本市では、「小樽都市計画区域」と「札幌圏都市計画区域」を有する)

⁶ 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針: 都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)に基づき、都道府県が都市の目標、区域区分の有無及び方針、主要な都市計画の決定の方針を都市計画区域ごとに定めるもの



3 目的

【見直しの背景】

本市では、平成 15 年(2003 年)に小樽市都市計画マスタープラン(以下「1 次マスタープラン」という。)を策定し、2010 年代後半を目標年として利便性の高いコンパクトな市街地の形成を目指すとともに、豊かな自然環境や本市特有の景観を生かしたまちづくりを進めてきましたが、人口減少や少子高齢化が急速に進むなど、本市を取り巻く社会経済情勢は大きく変化しています。

急速に進む人口減少や少子高齢化は、地域経済の縮小、労働力の減少、地域コミュニティ機能の低下、行政サービスに必要な税収の減少など、まちの活力や生活利便性の低下をもたらすことが懸念され、それが更なる人口減少につながる恐れがあります。

一方、今後まちづくりを進めていくに当たって、市内に散在している空き家・空き地の活用や公共交通機関・既存公園・住宅施策の充実、公共施設の耐震化など、まちの様々な課題について市民の関心が高まっています。

これらに対応し、安全で快適な都市での生活を持続可能とするため、「第 7 次小樽市総合計画」と整合を図りつつ 1 次マスタープランを見直すこととしました。

【策定の目的】

本市では、平成 30 年度からスタートした第 7 次小樽市総合計画において、「自然と人が紡ぐ笑顔あふれるまち小樽」を将来都市像とし、その実現に向けた中長期的な市政の展開方向や主要施策を指針として明らかにしています。

第2次小樽市都市計画マスタープラン(以下「本マスタープラン」という。)は、このうち都市計画が担う役割や 意義をより明確にするとともに、本市の将来都市像を実現するため、都市計画に関わる土地利用の方針や都市 施設(道路、公園、下水道など)の整備方針などについて策定することを目的とします。







4 計画期間と対象区域

【計画期間】

本マスタープランの計画期間は、令和 2 年度(2020 年度)から令和 21 年度(2039 年度)までの、20 年間とします。

【対象区域】

本マスタープランの対象区域は、市街地を含み一体の都市として総合的に整備、開発及び保全することが必要な都市計画区域(小樽・札幌圏)とします。

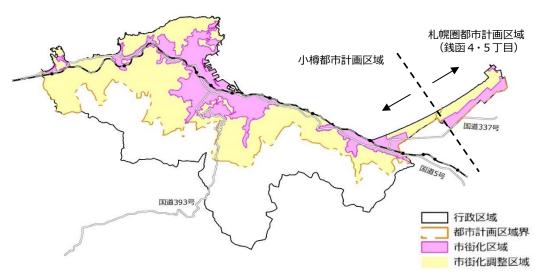


図 0-2 都市計画マスタープランの対象区域

行政区域面積 24,383ha(H30.10.01 現在) 都市計画区域面積 13,923ha(行政区域面積の約 57%)



5 都市計画を取り巻く社会経済情勢

1 次マスタープラン策定以降に、国などが、都市計画に関わる新たな施策を策定したほか、人口減少や少子高齢化、大規模地震や大雨などによる自然災害の発生など、都市計画を取り巻く社会経済情勢が大きく変化しています。

表 0-1 トピックス

年度	国(国土交通省)や北海道の施策	本市の計画・出来事	主な災害や社会経済情勢
平成 14 年度 (2002)		○小樽市都市計画マスタープラン	
平成15年度 (2003)	○第5回 区域区分に関する都市計画 の見直し		
平成16年度 (2004)		○中央通拡幅工事完了	●台風 18 号被害 ●平成 16 年中越地震
平成17年度 (2005)			
平成 18 年度 (2006)	●都市計画法改正(大規模集客施設の立地制限、準都市計画区域など) ●バリアフリー新法施行 ○コンパクトなまちづくりに向けた方針 (北海道)	○北海道横断自動車道(余市~小樽間) 事業着手	●日本の人口、減少局面に
平成19年度 (2007)			●郵政民営化
平成 20 年度 (2008)		○小樽市中心市街地活性化基本計画 ○小樽市景観計画	●後期高齢者医療制度開始 ●リーマンショック
平成 21 年度 (2009)		第6次小樽市総合計画小樽市立小中学校学校規模・学校配置適正化基本計画小樽市上下水道ビジョン小樽駅前第3ビル周辺地区第一種市街地再開発事業完了	
平成 22 年度 (2010)	●低炭素都市づくりガイドライン策定 ○第6回 区域区分に関する都市計画 の見直し	○ 小樽市公共賃貸住宅長寿命化計画 ○新小樽地方合同庁舎完成	●東日本大震災
平成23年度 (2011)	● 都市計画法改正 (都市計画決定の 権限移譲)		
平成 24 年度 (2012)	●都市の低炭素化の促進に関する法律 (エコまち法) ●子ども子育て支援法施行	○JR 小樽駅改築工事	
平成 25 年度 (2013)	●交通政策基本法制定 ●都市再生特別措置法改正		
平成 26 年度 (2014)	●公共施設等総合管理計画の策定要請(総務省) ●まち・ひと・しごと創生法制定 ●立地適正化計画制度創設	○ 小樽市公園施設長寿命化計画 ○小樽市立病院開院	●消費税率引上げ(8%)
平成 27 年度 (2015)		○小樽市総合戦略【人口ビジョン、総合戦略】 ○小樽市住宅マスタープラン	●北海道新幹線開業
平成 28 年度 (2016)		○小樽市公共施設等総合管理計画	●熊本地震
平成 29 年度 (2017)		○北海道新幹線新小樽(仮称)駅周辺まちづくり計画○小樽市空家等対策計画	
平成 30 年度 (2018)		○ 第7次小樽市総合計画(基本構想) ○後志自動車道余市IC~小樽IC開通	●平成 30 年 7 月豪雨 ●北海道胆振東部地震



【国のコンパクトシティ政策】

国では、人口減少や少子高齢化の社会において、高齢者や子育て世代にも安心できる健康で快適な生活環境を実現し、持続可能な都市経営を可能にすることが地方都市の課題であると位置付け、平成 26 年に「立地適正化計画」を制度化しています。

この計画は、都市全体の構造を見渡しながら、居住機能や医療・福祉・商業施設などの都市機能の誘導と、 それと連携した持続可能な地域公共交通ネットワークの形成(「コンパクトプラスネットワーク」)を推進するため 市町村が作成するものです。

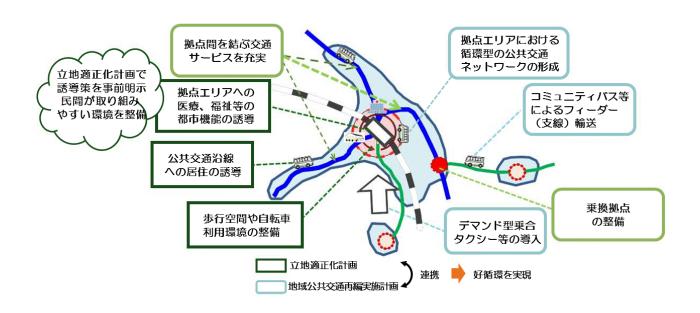


図 0-3 「コンパクトプラスネットワーク」のイメージ図 (出典:国土交通省ホームページ)



6 計画構成

本マスタープランは、序章を含め6つの章で構成しています。

序章は、目的や位置付けなどについて説明しています。

- 第1章は、まちの現状を整理し、課題を抽出しています。
- 第2章は、まちづくりの基本的な考え方や目標のほか、まちの骨格を示しています。
- 第3章は、土地利用や都市施設等の基本方針について、部門別に示しています。
- 第4章は、地域の特性に応じた地域別のまちづくりの方針を示しています。
- 第5章は、本マスタープランを実現するための取組を示しています。

序章 都市計画マスタープランについて

- 1 都市計画マスタープランとは 2 位置付け 3 目的
- 4 計画期間と対象区域 5 都市計画を取り巻く社会情勢 6 計画構成

第1章

第1章 現状と課題

1 まちの現状 2 市民意向 3 1次マスタープランの評価 4 まちづくりの課題

第2章

第2章 まちづくりの目標とまちの姿

1 将来都市像・基本目標 2 まちの骨格

第3章

第3章 部門別方針

- 1 土地利用の方針 2 交通の方針
- 4 生活環境の方針 5 都市景観の方針 6 都市防災の方針
- ▲ 第4章 地域別方針

第4章

- 1 地域別方針について
- 2 地域別まちづくり方針
 - (1)塩谷地域 (2)長橋・オタモイ地域 (3)高島地域 (4)手宮地域
 - (5)中央地域 (6)山手地域 (7)南小樽地域 (8)朝里地域 (9)銭函地域

3 緑の方針

第5章

第5章 都市計画マスタープランの実現に向けて

1 都市計画マスタープランの実現に向けて

図 0-4 都市計画マスタープランの構成